

令和5年度一般コミュニティ助成事業の募集について

この助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの収入を原資として実施する社会貢献広報事業で、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

【助成対象団体】

町会など地域に密着して活動する団体として区が認めるコミュニティ組織
※地域に密着した団体であっても、特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は除きます。
また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第3セクター、その活動が地域に密着しているとは言い難い団体等は除きます。

【助成対象事業】

住民の行う自主的なコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物や消耗品は除く）の整備に関する事業

《助成対象事業の例》

お祭り用品の整備（御輿、太鼓、やぐら等）

イベント用品の整備（テント、テーブル等）

※上記以外にも、自治総合センターの定める助成要件がありますので、必ず事前にご相談ください。

【助成金額】

100万円～250万円（10万円未満切り捨て、10万円単位）

※事業費が100万円未満の事業については対象外となります。また、250万円を超える場合は、その超えた分は実施団体の負担となります。

※助成金は10万円単位の額となり、10万円未満の経費は、実施団体の負担となります。

（例：事業費が135万円の場合は、助成金130万円、自己負担5万円となります）

【申請団体数及び推薦順位】

区から自治総合センターへ提出できる件数は、計2件までです。申込みが多数あった場合には、公開抽選を行います。

【申請方法】

申請を希望する町会は、申請書を下記の期限までに提出してください。

- (1) 提出期限 令和4年8月9日（火）
- (2) 提出先 区民活動推進課・東部区民事務所・西部区民事務所
- (3) 提出方法 持参、ファックス、メール
- (4) 提出書類 令和5年度一般コミュニティ助成事業 助成申請書
※申請を希望される場合には、申請書をお渡ししますので、担当までご連絡ください。

【申請書類提出後の流れ】

- 8月下旬 抽選の実施（申し込み多数の場合）及び抽選結果の通知
9月上旬～ 申請書（自治総合センター提出用）の作成、必要書類の提出
10月中旬 東京都を経由して自治総合センターへ申請書類を提出
翌年4月上旬頃 自治総合センターによる助成事業の決定
（※審査結果につきましては、区より通知を行います）
4月中旬以降 助成金交付申請書の提出（町会）及び交付決定通知書の送付（区）
※事業開始は、区からの交付決定通知後になります。交付決定前に事業に着手された場合は、助成金を交付できなくなりますので、ご注意ください。

【留意事項】

- 事業の採択・不採択の決定は、自治総合センターが行います。自治総合センターへ申請した事業が必ずしも採択されるとは限りませんので、ご了承ください。
なお、事業採択の結果通知は、令和5年4月上旬の見込みです。
- 令和5年度の本助成事業の実施については、自治総合センターより8月下旬頃に発表予定のため、実施されない場合や条件等に変更が生じる場合があります。
- お申し込みが3町会以上あった場合には、過去に本助成金を受けた町会は対象外となります。その上で、なお2町会を超える場合には、抽選となります。
- 自治総合センターへの申請が決定した町会は、決定後に改めて自治総合センターへの申請に必要な書類（申請事業の見積書、町会の規約、町会の令和4年度事業計画書及び収支予算書、事業内容に関する資料等）を提出していただきます。
- 助成金の交付は、事業が終了し、業者へ全額支払った後、実績報告関係書類（領収書等）の提出後となりますので、財源に懸念がない前提で申請してください。
- 本事業は、宝くじの受託事業収入を財源として助成することから、整備する備品等に宝くじの広報表示（※）を行うことが条件となります。
- 申請される備品等の保管場所を確保してください。また、第三者の建物に保管する場合、事前に所有者の承諾を得てください。事業完了時に承諾書等の提出が必要になります。
- 実施事業について、令和5年度中に「広報としま」へ掲載する必要があるため、令和6年1月末までに事業を完了させてください。

（※）宝くじの広報表示



【担当・問い合わせ】

区民活動推進課 地域振興グループ

（電話）3981-0479

（FAX）3981-1213

（メール）A0029701@city.toshima.lg.jp